

審査基準整理票

処分名	保有個人情報の訂正の請求に対する決定		
根拠法令名	個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)		(条項)第93条
基準法令名	個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)		(条項)第92条
所管部署	政策調整部 市政情報課 情報公開等推進グループ		
標準処理期間	訂正請求があった日から 30日以内	法定処理期間	訂正請求があった日から 30日以内
【審査基準】	・文書の名称【 — 】 ・掲載図書等【 — 】 ・内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載		
[保有個人情報の訂正基準] 保有個人情報の訂正は、客観的な事実について、当該保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行う。			
参考 [根拠法令] 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号） （訂正請求に対する措置） 第93条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。			
[基準法令] 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号） （保有個人情報の訂正義務） 第92条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。